

街路樹について

問 街路樹はどのように造成されているか、また道内で植えられている樹種にはどんなものがあるか。 (旭川市 M 生)

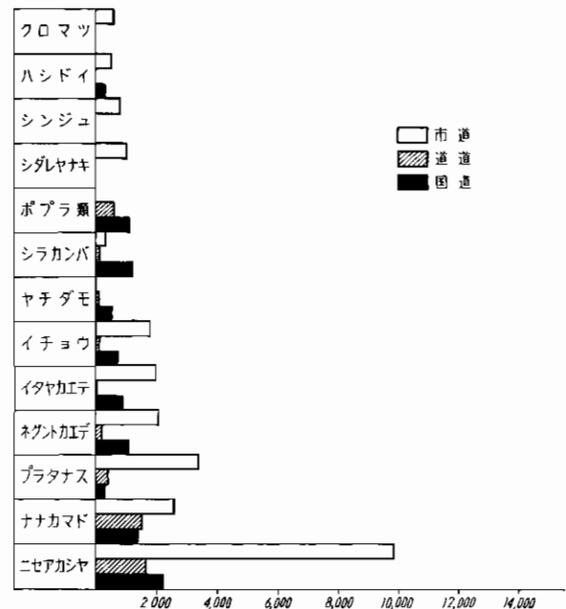
答 I 街路樹の造成方法について

街路樹の造成は道路法(昭和27年法律第180号)または都市計画法(大正8年法律第36号)の規定に基づいて設置するとあり「街路樹」とは道路法第2条,第2項に規定する道路の附属物であると明記され,国道は建設大臣,道々は知事,市町村道は市町村長が管理することになっている。この街路樹は地域の特異性を考え,その基準をきめ実施しているので,以下北海道の造成基準について説明すると,

- 1 喬木については幅員 3.25 m 以上の歩道及幅員 2 m 以上の分離帯に植えること
- 2 灌木は幅員 1 m 以上の中央分離帯に植えること
- 3 歩道に設ける並木の間隔は 12 m (整枝剪定のしてある木については 8 m) に植えること
- 4 車道の中心線の左右の相対するところの並木は原則として同一樹種とすること
- 5 同一路線の並木は延長 500 m を下らないこと
- 6 街路樹として使用する樹木は高さ 3 m, 径 3 cm 以上の通直なものとする
- 7 植ますは車道の中心線に平行するものは 110 cm, そのほかは 90 cm とすること
- 8 植土は壤土とし深さ 60 cm 以上とすること
- 9 その他として剪定は年に 2 回, 支柱をすること
- 10 病虫害の予防のため巡視すること, などが決められている。

II 樹種について

道内で植えられている街路樹は特定の市をのぞき、ほとんど同じ樹種で、ニセアカシヤ、プラタナス、ナナカマド、ネグンドカエデ、イタヤカエデ、イチョウが多く、かわったものとしては函館市のサラサドウダン、ケヤキ、岩見沢市のマロニエ (西洋トチノキ)、釧路市のヤチダモ、帯広市のオニグルミなどがある。図に人口 10 万以上の市の街路樹植栽をのせた。



(樹芸樹木科 中内武五朗)

問 街路樹の整枝、剪定はどのようにするか。 (北見市 N 生)

答 樹木の整枝剪定は果樹、造園樹、街路樹などにおこなわれるが、その目的がことなっているため、技法においてもそれぞれかわってくる。例えば果樹の場合は果実の隔年結果防止と品質向上が目的であり、造園樹、街路樹は樹木の生育とできあがった形が目的である。

剪定とは単に樹木の枝を切るという意味でなく整枝もふくめ、そして生まれてくる形を整備する技法で、剪とは揃えて切ることをいう。そのため樹木を生育のよい状態において樹種や樹齢などによって方法、時季、道具などがことなってくる。実施するにあたりまず樹木の性質をよく知らねばならない。一例をあげれば萌芽力のない樹木に強剪定すると枯らすことと同じ結果になり、また剪定のきかない樹木は移植が困難であるしそんな樹木は造園樹、街路樹とし

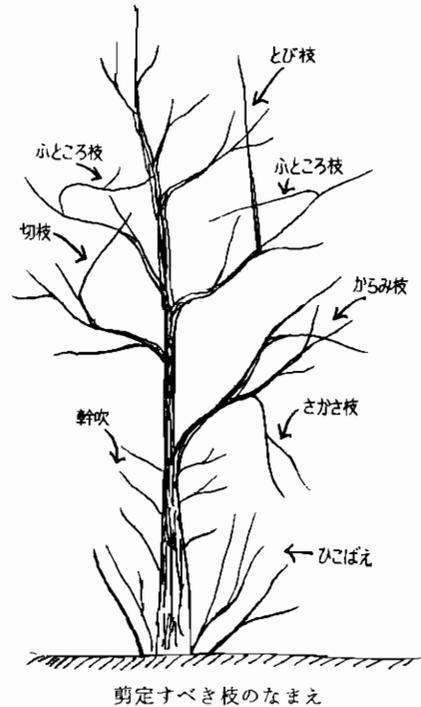
て適当でない。剪定は樹木の生育をよくし、形を揃え、若返りの現象を促し樹体をつよくして風倒や枝折をふせぎ、枝すかしにより病虫害の防除の役をする。造園上の剪定は年に3回の時季があり大別して

- 1 冬季剪定…寒害など併発するので北海道では実施していない。
- 2 春季剪定…春早くおこない生育の休止中なので安全で比較的寒害にもかかりにくいのと、作業をする人のことも考え、北海道ではもっとも多く実施している。
- 3 夏季剪定…一般に生長のさかんな木に実施し、夏季までに枝がのびすぎて美観上効果が失われたとき、あるいは交通に影響あるときなどおこなう。

以上は時季的な剪定であるが、それではどんな樹木に剪定が必要かについてあげると

- 1 残しておくと樹木に害がある（病菌のついているもの、枯枝など）
- 2 残しておいても不必要で美観上よくないもの、（弱枝、むだ枝、からみ枝、直上枝）
- 3 残しておくと木が弱ってしまうもの（徒長枝、土用芽、不定芽）
- 4 枝条が多くなり樹形がくずれるもの
- 5 開花、結実に不利益なもの

実施にあたっては若干の熟練を要するが馴れるにしたがって早くできるようになる。ただ下から見たときと木の上では大変な違いがでてくるし、1本、1本の形の異なるものを整形するのだから、造園樹、街路樹の技法はかなり難しい仕事だといえる。



剪定すべき枝のなまえ

(樹芸樹木科 中内武五郎)